

タイにおける知的財産紛争にかかる 調停および仲裁



Rouse & Co. International (Thailand) Ltd. Fabrice Mattei

Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルな業務展開・拡張を経て、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィス(バンコク)は 2000 年設立。2013 年にはミャンマーにもオフィスを開設している。Mattei 氏はタイおよびミャンマーオフィスの代表であり、弁護士としても数多くの訴訟を代理している。

タイにおいては、タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP) に設置された知的財産解決紛争防止局が調停を担当し、中央知的財産および国際取引裁判所 (Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC) は仲裁を担当する。調停は、訴訟を提起しなくても利用することができる簡略化された手続きであり、仲裁は、訴訟提起後に行われる手続きである。タイにおける知的財産紛争にかかる調停および仲裁について、以下に解説する。

タイ知的財産局 (Department of Intellectual Property : DIP) に知的財産解決紛争防止局が設置され、中央知的財産および国際取引裁判所 (Central Intellectual Property and International Trade Court : CIPITC) に仲裁手続きが導入されたのは、民事事件における CIPITC の負担を減らすことが目的だった。設立から 15 年が経った CIPITC には、年間約 160 件の知的財産権訴訟が新たに持ち込まれる。調停は訴訟に持ち込まれるケースを減らし、仲裁は訴訟の初期段階での和解成立に貢献する。統計は、これらの代替紛争解決手続きの利用が増加していることを示している。最もよく利用されるのは仲裁である (以下の表を参照のこと)。

年	民事事件	仲裁(CIPITC)	交渉/協議(DIP)	調停(DIP)
2009	122	115	24	32
2010	138	127	5 (2010年6月まで)	19 (2010年6月まで)

2009 年および 2010 年代替紛争解決手続き統計

仲裁と調停の最大の違いは何か。実はどちらも共通の特徴がある。すなわち第三者が紛争解決プロセスに関与しなければならない。しかし、調停は比較的簡略化さ

れた手続きであるのに対して、仲裁はより正式で CIPITC に訴訟が提起されてから行われる。本稿は、知的財産事件の調停と仲裁から得た教訓を検討する。

■ 調停

調停は、DIP の知的財産解決紛争防止局が行う。同局は、交渉または仲裁の選択肢も示す。調停は所定のルールに基づき DIP で行われ、迅速に解決可能な複雑ではない知的財産権紛争に適している。

(1) 手順

(i) 調停申し立て

一方の当事者（原告または被告）が、調停による和解を提案する通知書を相手方に送付する。相手方は、この提案に同意する場合、通知書の受領から 30 日以内に同意書を提案側当事者に送り返す。

(ii) 調停官の選任

両当事者は DIP 局長に調停官の推薦または選任を求める。調停官が選任されたら、各当事者はそれぞれ自らの主張および紛争の性質と争点を調停官に書面で提出し、そのコピーを相手方に送付する。調停官は提出物を検討し、両当事者に調停を呼びかける。この段階は、事件の複雑さによって 3～4 週間かかる。

(iii) 調停のヒアリング

調停のヒアリングでは、両当事者が妥協点を見出すのを調停官が手伝う。調停官は要請があった場合、ヒアリングに証人を呼ぶことを許可することができる。ヒアリングは何度か開かれる可能性があるが、速やかに調停をまとめるという原則を考慮しなければならない。各当事者はいつでも調停手続きの打ち切りを決断できる。

(iv) 結果

両当事者が和解に合意した場合、調停官は和解契約案を作成し、両当事者はそれを受け入れたら署名する。両当事者が合意に達しない場合、調停は終了し、両当事者は自由に提訴することができる。

(2)調停手続の利点と欠点

利点

- ・ 訴訟を起こさなくても、DIP の調停手続きを利用できる。
- ・ 調停手続きは訴訟提起を必要としない簡略化された手続きである。
- ・ 調停の秘密は確保される。
- ・ ヒアリングが速やかに設定される。
- ・ 時間と費用の両面の節約になる。

欠点

- ・ 調停官はプロの判事ではない。したがって、複雑な法律問題の処理に慣れていない可能性がある。
- ・ 調停での合意はいかなる裁判所にも記録されないため、その合意内容を執行するには訴訟を起こす必要がある。これは訴訟提起後の仲裁による和解合意と異なる点である。

■ 仲裁

仲裁は、知的財産および国際取引中央裁判所（CIPITC）の仲裁センターが組織する。

(1)手順

和解可能な民事または刑事の知的財産紛争の第1回ヒアリングの期日に、CIPITCの判事が両当事者に、訴訟手続きを暫定的に停止して、仲裁手続きを取ることに関心があるか質問する。両当事者が同意した場合、仲裁は両当事者の意向に沿って法廷内もしくは法定外のどちらかで行われる。仲裁が法廷内で行われる場合、CIPITCは担当判事とは別に仲裁官を選任し、この仲裁官が仲裁を処理する。仲裁が成功した場合、両当事者は和解合意書に調印する。裁判所はこの和解を合法的かつ執行可能と見なした場合、和解合意の条件に基づき判決を下す。また、公判期間中のいつでも、両当事者は仲裁を開始することができ、判事は両当事者に仲裁を勧めることができる。

法廷外の和解が成立した場合、原告の弁護士は CIPITC に訴えの取り下げを請求する。取り下げの申し立てが行われた日をもって、その訴訟は取り下げられる。

(2) 仲裁手続の利点と欠点

利点

- ・ 仲裁手続を行うには CIPITC に提訴しなければならないが、仲裁は第 1 回ヒアリングの日、およびいずれかの当事者または判事の要請によって公判中いつでも開始することができる。
- ・ 仲裁手続は調停よりも正式なものだが、裁判に比べれば法的義務は少ない。仲裁官は両当事者間で和解するよう推奨する。
- ・ 仲裁中の秘密は厳格に守られる。仲裁官は、両当事者との協議内容を担当判事に伝えることはなく、仲裁の進捗状況のみを伝える。
- ・ CIPITC が選任する仲裁官は、通常十分な能力と紛争解決の経験がある専門家である。
- ・ 仲裁のヒアリングが迅速に設定される。
- ・ 仲裁は時間と資金の節約になる。
- ・ 両当事者（と弁護士）は仲裁ヒアリングに臨席・参加することができる。
- ・ 裁判所の仲裁は法廷内または法廷外の和解が可能で、当事者には選択肢が与えられている。

欠点

- ・ 仲裁官には決定権がなく、関係当事者に妥協による和解を勧めるだけである。このため仲裁官が示した和解案を両当事者が拒否した場合、和解は成立しない。したがって仲裁に多くの時間とエネルギーを費やしたにもかかわらず、和解が成立しない可能性もある。

■ 留意事項

- ・ 仲裁または調停には適切な準備が不可欠である。どちらが正しいか、間違っているかではなく、それぞれが必要としている条件に集中すること。

- ・ 仲裁のヒアリングで当事者または当事者の代理人が「攻撃的な姿勢」を崩さず、同僚や弁護士がそれをなだめなければならないときがある。
- ・ 和解合意案を準備しておくことが重要である。
- ・ 相手方から言質を取るチャンスが生じたらそれを逃さず、相手方とその弁護士にプレッシャーをかけること。
- ・ 可能なかぎり両当事者間の共通利益を見つけるよう心がけること。

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)